

令和5年度岐阜県予算 及び施策に関する要望書

岐阜県町村会

要 望 事 項

【 重 点 要 望 】

1	地域からの活力ある国づくりに向けた地方創生の更なる推進	1
2	町村財政基盤の確立	2
3	防災・減災対策の充実強化	5
4	少子化対策の推進	7
5	医療保険制度の安定的運営	8
6	東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の4車線化の促進 及び濃飛横断自動車道の事業推進	9
7	道路網の整備促進及び維持管理財源の確保	10
8	亜炭鉱廃坑対策の拡充	11
9	新丸山ダム建設事業の促進	11

【 一 般 要 望 】

I 地方分権改革関係

1	町村自治の確立	12
---	---------	----

II 町村財政対策関係

1	地方債の充実改善	13
2	社会資本整備総合交付金の確保	13
3	地方税電子化の動きに伴う基幹システム改修に対する財政措置の継続	14
4	新型コロナウイルス感染症対策の拡充	14

III 地震防災対策関係

1	公共施設の耐震化等に対する補助の拡充	15
2	町村消防の充実強化	15
3	原子力災害対策の充実強化	16

IV 福祉・医療関係

1	介護保険制度の広域化の推進及び公費負担の見直し	16
2	地域医療の確保	17
3	障害者保健福祉施策の推進	18
4	福祉サービスの行政区間格差の是正	18
5	自治体の実情に応じた支援体制モデルの提示	19
6	社会手当の整理	19
7	新型コロナウイルスワクチン接種の促進	19

8	介護サービス事業者への事業継続のための支援	20
9	施設整備等に関する財政支援	20
V	教育・文化・スポーツ関係	
1	教育行政の推進	20
VI	交通・通信の整備、情報化関係	
1	地域交通対策の推進	22
2	デジタル化施策の推進	24
3	マイナンバーカードの利活用機会の拡充	26
VII	治水対策・砂防事業関係	
1	災害から守るための河川の整備促進	27
2	砂防事業の推進	27
VIII	生活環境施設関係	
1	水道施設の整備促進	28
2	県営水道における水道料金の見直し	28
3	合併浄化槽設置の普及推進	29
4	高度処理対策の推進	29
5	ごみの削減、リサイクル対策事業の推進等	30
IX	農業・農村振興対策関係	
1	農業・農村対策の推進	30
2	野生鳥獣被害防止対策の推進	31
X	森林・林業振興対策関係	
1	森林整備の推進	32
2	清流の国ぎふ森林・環境基金事業の補助対象の見直し	33
XI	エネルギー対策関係	
1	原油価格高騰に対する生活支援	33
2	再生可能エネルギーの普及促進及び設備の導入等に対する財政的支援	34
3	環境保全対策の推進	34
XII	その他	
1	新食肉基幹市場建設促進の強化	35
2	地籍調査事業の推進	35
3	工業団地の周辺基盤整備への財政支援及び企業誘致支援	35
4	市街化調整区域における規制緩和	36
5	空き家対策の支援事業に係る補助率の拡充等	36
6	多文化共生社会の推進	37
7	自動車利用中心の観光地に対する支援	37

【重点要望】

1 地域からの活力ある国づくりに向けた地方創生の更なる推進

農山村地域を多く抱える町村では、少子高齢化・人口減少が急速に進行する中で、自ら知恵を絞り、人口減少の克服と地域の活性化に向け、住民等と一体となって地方創生の取り組みを進めてきている。

町村が進める地方創生の取り組みは、地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会づくりの基礎であり、活力ある国づくりの実現に繋がるものである。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 町村では、農山漁村の地域資源を掘り起こし有効活用することで雇用の場を増やすとともに、子育て・学校教育・地域活動等で幅広く世代間の連携を強化し、外からのひと・技術等を積極的に活用して都市との共生と交流を進めるなど、まちづくりになお一層取り組んでいくことから、これらの施策について、制度的、財政的に支援すること。
- (2) 東京一極集中の是正と自立分散型国土構造の構築は、国土の災害対応力の強化、エネルギーの効率的利用、新型コロナウイルス感染症拡大リスクの低減等の観点からも重要な課題であることから、政府関係機関の地方移転、本社の地方移転など、引き続き積極的に推進すること。
- (3) 町村が取り組む社会保障の充実のための諸施策の推進に支障が生じることのないよう、国は社会保障に係る必要な財源を安定的に確保すること。
- (4) 地方創生推進交付金など3つの交付金を統合し、新たに「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付け、デジタル田園都市国家構想による地域の活性化に向けた支援を進めることとされたが、町村が地方版総合戦略に基づいた目標達成のために取り組む地方創生の施策を引き続き積極的に支援するとともに、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けた取組を新たに進めることができるよう、同交付金を拡充するとともに、地域の実情に配慮し一層使い勝手の良いものとする。
- (5) 町村が、第2期の地方版総合戦略に基づく事業を円滑に実施できるよう、地域再生計画の認定及びデジタル田園都市国家構想交付金の交付に係る申請手続きの簡素化を図ること。
- (6) デジタル田園都市国家構想交付金の交付申請に、マイナンバーカードの取得率を条

件にしないこと。

また、地方交付税についても、マイナンバーカードの取得率に応じて配分額に差をつけないこと。

- (7) デジタル社会の推進に当たっては、条件不利地域を抱える町村において、遠隔医療・遠隔教育やテレワークも含めた産業振興等多様な分野における取組に対する財政支援や人的・技術的支援を拡充すること。

また、町村が行う光ファイバ等の基盤整備について、必要な財政支援を拡充・継続するとともに、運営や維持・更新に係る経費についても財政支援を拡充すること。

- (8) 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づく事業について、相談体制の整備や制度についての周知を徹底し、事業協同組合を円滑に設立・運営できるよう支援すること。

- (9) 設計技能を有する職員や保健師の資格を有する職員など、専門性の高い職員の派遣（年間派遣・スポット派遣など）や人材確保の広域での取り組みを県が中心となって進めること。

2 町村財政基盤の確立

町村は、医療・福祉・教育施策の推進等、各般の政策課題に的確に対応する重要な役割が求められている。また、少子高齢化の急速な進展に伴い、社会保障関係経費の増嵩に加えて、借入金の償還負担が高水準で続き、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念される。特に町村財政は、自主財源に乏しく財政基盤が脆弱なことから、財政構造は一段と硬直化してきている。

このため、極めて厳しい財政状況の下、自らも懸命に自主財源の確保及び人件費や投資的経費など歳出を削減して財政改革に取り組んでいるところであるが、町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 地方交付税総額の確保

① 新型コロナウイルス感染症を克服し、人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に推進していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であることから、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

また、「人口減少等特別対策事業費」や「地域社会再生事業費」及び「地域デジタル社会推進費」を拡充・継続するなど地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

② 臨時財政対策債による臨時的措置を早急に撤廃し、本来の地方交付税により総額を確保すること。

③ 税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と、「どの地域に住む住民にも一定のサービスが提供できる財源保障機能」は不可欠であるので、これを堅持すること。

④ 業務改革の取組等の成果を反映した基準財政需要額の算定については、そもそも行政コストの差は、人口や地理的な条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較になじまないことや、中山間地域では民間委託そのものが困難なところもあるなど実態は様々であることから、そうした実態を踏まえ、町村の財政運営に支障を生じないよう十分配慮すること。

⑤ 過去に大幅な縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。

⑥ 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮すること。

⑦ 合併による行政区域の広域化を反映した算定項目の見直しが進められたが、合併により増大した経費を十分に把握し、地方交付税算定に的確に反映すること。

⑧ 今後増えることが予測される公共施設等の除却について、交付税措置を講じると同時に、除却後に普通財産に転用された土地の有効活用や処分に要する経費についてあわせて財源措置を講じること。

(2) 町村税源の充実強化

国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

また、地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

(3) 自動車関係諸税の財源の確保

自動車関係諸税のあり方について今後検討を行う場合には、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

(4) ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防災対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急など所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興を図る上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(5) 固定資産税の安定的確保

① 固定資産税については、町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策に用いることや、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

② 土地に係る負担調整措置における商業地等の課税標準額の上昇幅を令和4年度に限り2.5%とする措置が講じられたが、新型コロナウイルスの影響により厳しい経営環境にある事業者への支援は本来予算措置等により対応すべきもので、市町村の基幹税である固定資産税を用いるべきではない。したがって、令和5年度は負担の均衡化に向けて既定の負担調整措置を確実に実施すること。

③ 土地の税負担軽減措置等について、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討し所要の見直しを行うこと。

④ 平成30年度において「生産性革命」の一環として創設された償却資産の減税特例制度については、国の経済対策等の手段として対象範囲の拡大などを行わないようにするとともに、期限の到来をもって確実に終了すること。

⑤ 家屋の評価について、現行の評価方法が大変複雑であることから、今後の省エネ施策等により使用される資材や工法等がある程度絞られること等も踏まえ、評価方法の簡素化・合理化を図ること。

(6) 国際観光旅客税の活用

観光立国・地方創生の実現のために、国際観光旅客税が創設され、その使途として観光関連の施策に使われることとなっているが、地方の観光資源において、外国人等に対する環境整備は整っておらず、地方創生を推進するためにも、地方の観光資源の

整備に対する財源とすること。

(7) ふるさと納税に係る県共通特産品の拡充

ふるさと納税の返礼品に関し、地場産品基準のうち県が指定する地場産品について、県内で相当程度認識されている地場産品を返礼品として取り扱える認定数を増やすこと。

また、市町村の地域資源として相当程度認識されている地場産品を県指定返礼品等として取り扱うよう積極的に関与し、市町村から要望があった場合には地域共通の返礼品として認定すること。

(8) 企業版ふるさと納税の継続

企業版ふるさと納税制度は、地方財政の一助となるだけにとどまらず、寄附企業とのパートナーシップの構築により、新たな事業展開や地方創生に資するものであり、地方公共団体にとってのメリットは非常に大きい。そのため、令和6年度までとなっている現制度の延長・拡充すること。

3 防災・減災対策の充実強化

近年、台風や集中豪雨等の災害が頻発しており、これらに対処する被災町村の財政基盤は脆弱であり、復旧・復興には国による万全な支援が不可欠である。

加えて、我が国は地震列島であり、南海トラフ地震もいつ起きてもおかしくない状況である。その被害を最小限にとどめるため、大地震や台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 集中豪雨等による大規模災害からの復旧・復興

近年、記録的な豪雨により河川の氾濫や土砂崩れなどによる甚大な被害が発生していることから、被災町村に対し、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

なお、個別避難計画の策定については、介護支援専門職や福祉専門職との連携が重要であることから、国における連携体制の構築及び財政支援の拡充を図ること。

(2) 防災・減災、国土強靱化の推進

国土強靱化基本計画及び計画に位置づけられた防災・減災、国土強靱化のための 5

か年加速化対策については、事業を着実に実施できるよう安定的かつ十分な財源を確保すること。

また、対策期間の終了後についても、町村が安心して国土強靱化に取り組めるよう積極的な対策を継続すること。

特に、大規模停電や交通インフラの寸断等の発生は、エネルギーの供給や輸送・物流を阻害し、災害による直接的な被害を受けた地域以外でも住民の生活に多大な影響を及ぼすことから、連鎖的な被害が発生しないよう万全な対策を講じること。

(3) 市町村役場機能緊急保全事業の復活

緊急防災・減災事業債の事業期間が5年間延長されたが、市町村役場機能緊急保全事業は令和2年度で期限切れとなった。

市町村の庁舎については、防災の要となる施設であり、防災力強化を目指して庁舎の建て替えを検討している自治体は多く、財政支援がない中での貴重な支援策である同事業と同様な新たな財政措置を創設すること。

また、土地収用法の事業認定を受けなくても租税特別措置法の特例が認められる公共性の高い事業に、防災拠点でもある町村の庁舎も適用施設として認定できるよう対象施設等の見直しをすること。

(4) 広域防災体制の早期構築

南海トラフ地震、火山噴火、集中豪雨に対し、観測・監視体制を強化するとともに、国の関係機関を含めた広域防災体制を早期に構築すること。

また、自治体との連携の下、これら災害に対する調査研究が、より一層推進されるよう必要額を確保すること。

(5) 避難所機能充実のための財政措置の拡充

地方公共団体の庁舎等について、災害時の人命救助で重要とされる72時間以上稼働できる非常電源装置等を整備できるよう、機器の更新や燃料タンクの増設に対する補助や電気自動車の購入などに対する財政支援を拡充すること。

また、災害時に避難所となる公民館等の社会教育施設のエレベーター設置について財源措置を拡充すること。

(6) ライフライン保全対策事業の継続・拡充

山間部における災害時の倒木とそれに起因する断線被害が発生した場合には住民生活と直結する被害に発展し、また当該地区が孤立化する危険がある。

岐阜県強靱化計画アクションプラン 2021 では、重点化施策項目において総合的な大規模停電対策の推進、また主要施策では倒木によるライフライン被害軽減対策の推進を掲げられており、森林大国岐阜県全体が抱える災害リスクを未然防止し抑制する有効な事業として、ライフライン保全対策事業を継続し予算の確実な確保をすること。

また、災害時におけるエネルギー供給を安定させるため、災害時における支障木伐採について国から直接、電力会社へ補助するなど迅速かつ直接的な制度を創設すること。

4 少子化対策の推進

我が国における少子化の急速な進行は、社会、経済、地域など様々な分野に深刻な影響を及ぼしている。そのため若い世代が将来に希望と展望を持てるよう雇用の安定を図り、結婚、妊娠・出産、子育てに対する切れ目のない支援とともに、仕事と子育てを両立できる環境整備を推進するなど、子供を生み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会を実現する必要がある。少子化の問題は、我が国の根幹に関わる政府全体で取り組むべき最重要課題であり、あらゆる施策を総動員して少子化の進行を食い止めなくてはならない。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 幼児教育・保育の無償化の財源については、これまでの国と地方の協議を踏まえ、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。
- (2) 幼児教育・保育の無償化によって更なる保育需要の増加が見込まれ、より一層の保育士不足が懸念されることから、保育士を目指す学生向けの有利な奨学金制度等の創設や保育士の魅力（イメージ）アップの施策など新たな保育人材の確保に向けた取り組みを強化すること。

また、県における「保育士・保育所支援センター」の各圏域への設置等さらなる充実を図ること。

- (3) 公立の保育所等の施設整備及び設備更新に対する補助制度を創設すること。

また、子ども・子育て支援に関する部局の統合や関係職員の配置増などに対する支援を行うこと。

- (4) 放課後児童クラブの施設整備について、「子ども・子育て支援整備交付金」の基準額

を実際の整備費用に見合った額へ拡大すること。

また、「子ども・子育て支援交付金」における小規模放課後児童クラブに対する支援を強化すること。

(5) 国は乳幼児医療費無料化制度を創設すること。

(6) 県は現在、小学校就学前までとなっている乳幼児医療費助成制度の対象を義務教育終了時まで拡大すること。

(7) 新たに設置されるこども家庭庁においては、市町村の意見を十分に踏まえ、あらゆる境遇の子どもや子育てを行う親の視点に立った政策を進めるとともに、実施にあたっては各自治体の事務負担の軽減・予算措置を図り、速やかな情報提供に努めること。

5 医療保険制度の安定的運営

国民健康保険については、平成 30 年度から新制度に移行したが、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に向けては課題が残されている。

また、後期高齢者医療制度については、今後の高齢化の進展や医療技術の向上等により医療費が増大し、更に厳しい運営を強いられるおそれがある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 国民皆保険制度を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化すること。

(2) 国民健康保険制度について、令和 5 年度で激変緩和が終了するが令和 6 年度以降も市町村の負担を軽減するよう財政措置すること。

また、高度医療にかかる保険者負担の軽減制度の実現と、医療費抑制に向けた健康推進事業に対する財政支援を強化すること。

(3) 町村が独自に実施している医療費助成制度に対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置を早急に全廃すること。

(4) 後期高齢者医療保険制度について、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の人員要件である保健師など専門職の配属が困難なため、人員要件を緩和すること。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関し、先進事例等の情報提供、人的支援、助言指導体制を構築すること。

6 東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の4車線化の促進及び濃飛横断自動車道の事業推進

東海環状自動車道は、三大都市圏環状道路の一つとして、中京圏の高速道路ネットワークの一翼を担って沿線地域のポテンシャルを飛躍的に高め、地域間の交流・連携を促進させる我が国の成長力の強化につながる極めて重要な社会基盤である。

また、近年は豪雨・台風・地震などの自然災害が相次ぎ、各地で甚大な被害をもたらす、災害時における住民避難や支援物資輸送ルートとして高規格道路網の果たす役割の大きさを痛感したところであり、南海トラフ巨大地震で大規模な被害が想定される当地域においては、東海環状自動車道による交通網確保は必要不可欠である。

現在、西回り区間の沿線地域では、各インターチェンジの開通を見据えて、アクセス道路や工業団地の整備のほか、企業誘致や観光振興など地域活性化に取り組んでいるところであり、一部企業は開通を見通し、進出を決定するなどそのストック効果は絶大である。

東海北陸自動車道は、東海地域と北陸地域を直結することから、物流や観光産業振興等のために大変重要な道路となっているが、平成20年の全線開通以降、交通量の増大により交通渋滞や事故が大幅に増加している。このため、交通渋滞の緩和や対向車との事故防止をはじめ、豪雨災害、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生による災害時緊急輸送道路及び代替迂回路等の役割も期待されている。

濃飛横断自動車道は、中央自動車道と東海北陸自動車道を結び、リニア中央新幹線岐阜県駅のアクセス道路として非常に重要な道路である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 東海環状自動車道は、広域地域間交通を円滑に処理し、地域経済の発展に大きく寄与する最重要路線であることから、重点的に予算を配分し一日も早く全線完成させること。
- (2) 東海環状自動車道に直結する沿線各地のアクセス道路等をはじめ、広域的経済圏を構築できるよう沿線以外の市町におよぶアクセス道路や架橋を早期に整備すること。
- (3) 東海環状自動車道可児御嵩IC～美濃加茂IC間について財政投融资を活用するなど、4車線化を早期に事業化すること。

また、美濃加茂IC～関広見IC間についても「高速道路における安全・安心基本計

画」に基づく優先整備区間として選定すること。

- (4) 東海北陸自動車道の4車線化の整備決定区間の早期完成及び残された飛驒清見 IC～白川郷 IC間の4車線化の早期事業化を図ること。
- (5) 濃飛横断自動車道の下呂～中津川間の早期事業化を図ること。

7 道路網の整備促進及び維持管理財源の確保

公共交通機関に恵まれない地方部においては、道路は地域住民の生活に欠かせない社会基盤であり、地域が自立し活性化していくためにも必要不可欠なものである。

また、東日本大震災での復興及び熊本地震での住民避難や支援物資輸送においても道路の必要性は改めて認識されたところであり、近年、多発するゲリラ豪雨における土砂災害、近い将来発生が予測される南海トラフ巨大地震に対応していくためにも、道路整備は一刻の猶予も許されない。

このため、災害に強い道路ネットワークの整備促進は、経済の活性化と地域住民が安心して生活できる災害に強い地域づくりのために、緊急かつ計画的に進めることが必要である。

また、高度成長期以降集中的に整備された道路橋やトンネル等、老朽化対策が必要となる道路施設の増加が見込まれる中、道路法の改正により、5年に一度近接目視による点検、診断、補修及び記録といったメンテナンスサイクルの実施が義務化されたが、地方においては、予算・人材・技術力不足が課題となっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 社会資本整備重点計画に基づき、著しく立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進するとともに、地域生活に密着した道路整備が安定的に実施できるよう財政措置を充実すること。
- (2) 高規格道路の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。
- (3) 国道・県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備促進と維持管理のため、適切な財政措置を講じること。
- (4) 災害時に地域の孤立を防ぐために、各地域へのアクセス道路の複数路線化を促進すること。
- (5) 未改良部分が多い山間地域に対して道路整備財源を重点的に配分すること。

(6) 地震災害に強い道路づくりのために、耐震基準に満たない道路施設（橋梁等）整備に積極的な支援をすること。

(7) 老朽化対策が必要となる施設の増加が見込まれる中、地方の予算不足、人材不足、技術力不足といった課題を解決できるよう支援をすること。

特に、点検・修繕事業のメンテナンスサイクルを確立する上で、必要な道路の老朽化対策予算を確保するとともに、現在の国庫補助率の引き上げを図ること。

(8) 豪雪時における除雪補助の確実な実施及び臨時特例措置による予算確保並びに雪寒地帯の除雪に関する財政需要に配慮した交付税措置を行うこと。

8 亜炭鉱廃坑対策の拡充

旧亜炭採掘区域の上に多くの住民が暮らす地域では、巨大地震の発生が予測されるなか、いつ発生するかもわからない陥没被害に脅かされている。

よって、県は旧亜炭採掘区域の住民が安心して暮らしていけるよう次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 特定鉱害復旧事業制度の拡充

岐阜県内においてこれまでに発生した大規模な陥没や被害家屋の復旧などにより大幅に原資が減少している特定鉱害復旧事業等基金について、補てん及び積み増しを実施し、恒久的な復旧対策を確立すること。

(2) 南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業の継続

南海トラフ地震の発生が危惧される中、令和3年度から始まった「南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業」は、亜炭鉱廃坑の崩壊による被害を防止する有益な事業であるので、継続的に事業化すること。

9 新丸山ダム建設事業の促進

新丸山ダム建設事業は、洪水時における下流域の治水安全度を飛躍的に向上させるとともに、渇水時における流水の安定や河川環境の保全等に効果を発揮し、安全で安心なまちづくりに寄与するものである。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) ダム本体工事の早期完成に向けて強力に事業を推進すること。

- (2) ダム建設工事に伴う付け替え道路の整備を早期完成すべく、事業を推進すること。
- (3) 事業の推進にあたっては、地域住民の生活に配慮すること。

【一般要望】

I 地方分権改革関係

1 町村自治の確立

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの判断と発想で地域の個性を活かした地域づくりができる仕組みにしなければならない。

よって、県は町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項の実現に向けて国に対し強く働きかけるよう要望する。

(1) 権限移譲の推進、義務付け・枠付けの廃止・縮小等

- ① 国と地方の役割分担を一層の明確化するとともに、権限の移譲及び規制緩和を推進すること。
- ② 義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化及び条例制定権を拡大すること。その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。
- ③ 国が制度の創設・拡充等を行うに当たって、町村に対して新たな計画の策定や専任職員の配置、専門窓口の設置等を行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せず、実質的に全国一律に義務付けている例が見られる。地域の実情を踏まえた地方の裁量を認めず義務付け・枠付けがなされることで、特に小規模町村を中心に、真に住民に必要とされている行政サービスの優先的な実施や行政効率に支障を生じることが懸念されるため、国は施策の立案に際しては、地方に一律に求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。

さらに、町村に対する調査・照会業務については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、廃止、統合を含めた必要な見直しを行うこと。

- ④ 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

⑤ 事務の委譲のあった市町村への継続的な助言・支援をすること。

事務の移譲後も一定の間隔で実施に関する問題点の聞き取りや移譲事務の継続についての確認などを実施すること。

(2) 地方分権改革に関する「提案募集方式」について

① 地方からの提案については、可能な限り提案を実現すること。

② 移譲等の対象となる事務・権限については、財源不足が生じないよう、人件費を含め必要総枠を確保するとともに、必要な支援を行うこと。

(3) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化を図ること。

(4) 市町村合併は本来自的に行うべきものであり、強制しないこと。

(5) 広域連携は本来自的に行うべきものであり、強制しないこと。

なお、地域の実情に応じ、自主的な取り組みとして行われる市町村間の広域連携にあっては、県が協力をすること。

(6) 道州制は導入しないこと。

Ⅱ 町村財政対策関係

1 地方債の充実改善

町村では、懸命に自主財源の確保及び人件費や投資的経費など歳出を削減して財政改革に取り組んでいるところであるが、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、長期・低利の公的資金を安定的に確保することが必要である。

よって、県は次の事項を実現するため国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 町村が、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取り組み等を着実に推進できるよう、地方債の所要額を確保すること。

また、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金といった長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。

(2) 地方債発行時に約束された元利償還金にかかる基準財政需要額への算入額は、縮減・廃止しないこと。

2 社会資本整備総合交付金の確保

自治体が事業を推進する上で、社会資本整備総合交付金は有効な財源であるが、交付金の配分が制限され、事業の推進に支障が生じている。

よって、県は円滑に事業が推進できるよう安定的な財源を確保するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

3 地方税電子化の動きに伴う基幹システム改修に対する財政措置の継続

地方税共通納税システムの対象税目については、令和3年度税制改正において、令和5年度から賦課税目である固定資産税、軽自動車税を追加することとなり、令和4年度中に全国的に基幹システム改修を行うが、その財政支援については令和4年度地方税制改正の留意事項等において初めて普通交付税措置を講じると明記されたところである。

今後、上記以外の税目が地方税共通納税システムの対象税目の追加になった場合、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化等、大規模な基幹システムの改修が予想され、財政規模の小さい町村には極めて大きな負担になるため、県は同様の財政措置を継続するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

4 新型コロナウイルス感染症対策の拡充

新型コロナウイルス感染症は、これまで感染拡大を繰り返し、医療体制のひっ迫や社会経済活動への深刻な影響など、住民生活に大きな不安と混乱を招いてきた。

感染力が強い新たな変異株の発生をはじめ、依然として細心の行動を求められる状況が続いており、加えて、現在の深刻な国際情勢等に伴う物価高騰もあり、今後も先行きが見通せず、住民生活や社会経済活動等への影響の長期化が懸念されている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 地域の経済対策に係る地方財政の支援

- ① 町村の財政運営に支障が生じないように、安定した地方交付税の確保と配分に努めること。

また、今後の感染状況に応じ財政需要が生じる場合には、町村が迅速に事業を実施できるよう必要な財政措置を講じること。

- ② 新型コロナウイルス感染症対応に奔走するための「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額確保と適正配分による地方財政支援を継続すること。

また、原油価格・物価高騰は長期化が懸念され、その際には、生活者や事業者に対する継続した支援が求められることとなるので、令和5年度も切れ目のない支援

を継続できるよう、財政的な支援をすること。

③ 「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金」を継続すること。

④ 接種証明書発行業務に対する財政措置を継続すること。

(2) 公共施設の感染症対策に対する支援

① 公共施設の感染症対策のための改修に係る財政措置を継続・拡充すること。

② 公共施設への感染対策経費の交付税算入など財政措置の継続・強化をすること。

Ⅲ 地震防災対策関係

1 公共施設の耐震化等に対する補助の拡充

自治体の公共施設は、その多くが高度経済成長期に建設されるなど老朽化が進んでいる。また、万一の災害時においては、災害対応の中心的施設や避難所等としての機能を果たす必要があることから、耐震化・老朽化等の対策は不可欠である。

併せて、平成 28 年 4 月の熊本地震の発生等、さらには「公共施設等総合管理計画」の策定などにより、「移譲、廃止、統合」も検討し役場庁舎をはじめとした公共施設の耐震化・老朽化対策は、今まで以上に、地方公共団体が解決しなければならない重要な課題になるものと思われる。

しかしながら、公共施設の耐震化・老朽化対策に際しては、学校教育関連施設など国庫補助の対象となるものもあるが、一方で、役場庁舎、生涯学習関連施設、保育所その他の施設など、基本的に単独事業として対応しなければならないものもあり、多額の費用が必要となることから、事業実施にあたっては非常に厳しい面がある。

よって、県は災害対策に万全を期すためにも、公共施設の耐震化・老朽化対策の推進に向けて、新たな県補助制度を創設するとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

2 町村消防の充実強化

近年の災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るため、消防防災体制の充実強化を図る必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 消防団用資機材・装備について、不足している資機材等の新規配備はもとより、定期的な装備の更新について財政措置を充実強化すること。

また、消防車両や消防ポンプ等のように、整備に多額の予算を必要とする資機材の整備についても別に財源措置を講じること。

(2) 消防団員の出動報酬について、実態にあった日数に基づき交付税措置をすること。

また、公務災害補償制度への掛金等の生活基盤の保障にかかる費用についても、必要な財政措置をすること。

(3) 消防団員の確保等にかかる補助制度を拡充すること。

3 原子力災害対策の充実強化

原子力規制委員会において、原子力災害対策指針の改定が随時行われ、内容は拡充されつつあるが、国の対策は、UPZ（原発から概ね30km）内が中心であるとともに、地方自治体が講じるUPZ外の対策については必要な財源が措置されていない。

また、原子力発電所施設の安全審査については、新規制基準のもと原子力規制委員会において審査が進められているが、再稼働に係る手続きについては、未だルール化されていないのが現状である。

特に岐阜県は、福井県内に立地の原子力発電所の風下に位置しており、多くの県民から不安の声が上がっている。

よって、県は、UPZ外の地域の防災体制を充実・強化するため次の事項の実現に向けて国に対し強く働きかけるよう要望する。

(1) 防護措置の実施に必要な資機材の確保など事前対策の充実・強化を図ること。

(2) きめ細かな防護措置が実施できるように、地方自治体が講じる対策について、所要の財源措置を行うこと。

IV 福祉・医療関係

1 介護保険制度の広域化の推進及び公費負担の見直し

我が国全体が長期にわたる人口減少社会となり、一層の高齢化が進行する中で、どの地域に住んでいても利用者が安心してサービスを継続して受けられるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムをより一層推進することが重要である。

そのような中、町村においては、介護人材の育成・確保やニーズに応じたサービスの

提供等、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題となっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 介護保険制度の広域化

保険料の賦課・徴収、介護認定、保険給付等の業務をより広域化することにより、市町村の事務処理の効率化、コストの削減とサービス基盤の確保もしやすくなり、健全な運営が可能になることから、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進するなど広域化を図ること。

(2) 地域包括支援センターの人員要件の緩和

主任介護支援専門員など専門職の配属が年々困難になっているため、人員要件を緩和すること。

2 地域医療の確保

地域医療の要となる自治体病院においては、医師不足による稼働率の低下と外来入院患者数の減少に歯止めがかからない状態であり、もはや「地域の医療は、地域で守る」では限界がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 救急医療や災害対策に係る医療提供体制は特に人命に直結することから、住民の安全安心のため、病院の震災対策、水害対策等を早急に進めるとともに、老朽化による建替えや改修に対し、十分な財政措置を講じること。

特に、災害拠点病院及び救命救急センターについては迅速に対策を行うこと。

また、新設の病院には、高度化・多様化する医療ニーズや医療技術の進歩、安全管理、業務効率の向上など、新施設の様々な面で求められる医療サービスに対応するために厳しい財政負担が見込まれるため、手厚い財政支援をすること。

さらには、病院の移転に伴う住民の負担増と、跡施設を活用した新たな医療機関の整備のための財源確保について従来制度の弾力的運用をすること。

(2) 山間地域や特にへき地における医療設備の整備・人材確保のために必要な財政措置をすること。

また、へき地診療所設備整備費補助事業に該当しない地域の診療所への補助対象内

容の拡大など、補助制度の柔軟な対応を図るよう改善をすること。

- (3) 岐阜県地域医療確保事業費補助金について、令和5年度以降も補助事業として継続すること。

また、中核病院等により設置される寄附講座への補助以外にも、診療所への医師や医療従事者に対する人材育成、確保のための人件費等補助制度の整備を図ること。

3 障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営み、積極的に社会参加ができるよう、制度に谷間のない福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 障害者総合支援法による地域生活支援事業に係る費用については、国及び県において十分な負担をすること。

また、障がい児通所支援に係る費用についても、国及び県において十分な負担をするとともに、利用に際する基準（対象者、日数上限、実施内容等）を示すこと。

- (2) 強度行動障がい者（児）を受け入れている通所・入所施設が県内では限られていることから、圏域ごとに強度行動障がい者（児）が利用できる通所・入所施設ができるよう各事業所に対し補助金等の支援を行い、設置を進めること。

- (3) 障がい児の受入れに対する加配保育士について、更なる助成をすること。

4 福祉サービスの行政区間格差の是正

小規模自治体において、障害者や高齢者を対象とするような施設サービスについて、民間事業者の参入が期待できない場合に、公設公営により全ての施設サービスを満たすことは現実的には不可能である。

このことは住んでいる地域によって利用できるサービスに大きな格差を生むことになり、行政区で不均一・不公平を生じているといえる。

よって県は、細部にわたって一定のサービス水準を示すとともに、水準を満たすサービスを提供するための財源を交付するよう特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけること。

また、県は小規模自治体の実情を踏まえた福祉施策の制度設計をするとともに住む地域に関わらず一定の施設サービスを利用できるよう当該施設を整備する、若しくは民間事業者を誘致するよう特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけること。

5 自治体の実情に応じた支援体制モデルの提示

現在自治体には、重層的支援体制（包括的支援体制）や子ども家庭総合支援体制、地域生活支援拠点等、精神障がいにも対応した地域包括ケア、医療的ケア児等とその家族に対する支援、成年後見支援といったより専門的かつ広汎な支援体制の整備が求められている。

人員確保に課題を抱える小規模自治体の実情を踏まえ、県は複数ある支援体制を整理・統合し、実施可能な支援体制モデルを提示するよう特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけること。

6 社会手当の整理

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当のほかに、近年は子育てに関する複数の特別給付金制度を創設するなど、類似した名称の手当が併設され、制度間の違いが分かりにくく、手当それぞれの給付事務に人員配置を要するため、小規模自治体では他の重要業務（専門的かつ広汎な支援体制整備等）に人員を確保することが難しいのが現状である。

よって、県は、手当の類型整理や申請行為の省略、自動振込等、迅速な給付や事務の人的負担の軽減に資するような、手当に関する制度の再設計をするよう特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかける要望する。

7 新型コロナウイルスワクチン接種の促進

新型コロナウイルス感染症の重症化・重大なまん延を防止するため、引き続き国民が接種費用を負担することなく新型コロナウイルスワクチン接種は促進される必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 国の費用負担による接種を継続すること。
- (2) 国・県・市町村の担当部局の人員確保・派遣による体制の拡充を図ること。

- (3) 医療従事者確保のために包括的な支援に対する財政措置を継続すること。
- (4) ワクチン接種に関係する技術的指導を継続すること。
- (5) ワクチンの適正分配を継続すること。

8 介護サービス事業者への事業継続のための支援

介護サービスは、高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持するうえで不可欠なものであるため、介護サービス事業所が安心して継続的にサービスを提供できるよう、感染防止対策の徹底や介護従事者の確保も含め引き続き支援を行う必要がある。

よって、県は新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化した介護サービス事業所に対し、事業継続のための支援措置を講じるよう特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

9 施設整備等に関する財政支援

県は医療機関・福祉施設に対する、感染防止対策に必要な保健衛生用品等の確保に係る財政措置を継続・拡充するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

また、県は住民の健康管理に必要な公立の診療所や保健センターについて、施設の新築・改修に対する補助制度を創設するよう要望する。補助にあたっては、老朽化による改修や感染症対策に必要な改修など、柔軟に対応できる制度とするよう要望する。

V 教育・文化・スポーツ関係

1 教育行政の推進

子どもたちが豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として未来社会を自立的に生きるため、一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を図るとともに、社会の形成に参画するための資質・能力を育成する教育環境を整備することが重要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 特別支援教育支援員にかかる地方財政措置の改善

近年、特別支援学級に在籍している児童生徒及び通級指導を受けている児童、学習障害や注意欠陥多動性障害等、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒数が増加傾向にあり、町村においては、多額の財源を負担して非常勤講師及び特

別支援アシスタント等を各学校の実情に応じて配置している。

特別支援教育支援員に係る経費として地方財政措置がされているが、現状は学校毎に支援を必要とする児童生徒数や支援内容が大きく異なっており、いずれの学校においても財政措置以上の多額の負担により人員配置を行っている状況であるため、学校あたりの算定基準ではなく学校の実態に応じた適切な人的及び財政的措置をすること。

(2) 特別支援学級設置校の拡充

様々な障がいに応じたきめ細かな指導を進めるためには、特別支援学級の設置が不可欠であるが、支援の必要な児童生徒の多くない学校においては、設置が認可されず、通常の学級での指導が続く現状があることから、特別支援学級設置校の拡充に向けて、特別支援学級・通級指導教室の設置に関わる要件の緩和、設置基準の公表及び教職員の配置に関わる安定的な財政措置をすること。

(3) 英語教育の充実

小学校外国語活動をより一層推進するためには、ALT の増員が急務となっていることから、県はALT の増員が図られるよう必要な経費についての財政支援制度を確立するとともに、講師や再任用職員等の加配措置や外国籍の児童・生徒への対応できる人材バンクからの派遣を講じること。

また、国は外国語免許を有する教員の小学校への配置強化やALT を主指導者とする等を検討すること。

(4) 教職員の加配並びに部活動指導員及びスクール・サポートスタッフの設置に対する財政支援

- ① 正規教職員数の確保と指導力の向上をはかること。
- ② 少人数指導や習熟度別指導を行うなどきめ細かな指導を行うための定数加配の充実、教頭複数配置の拡大及び事務の共同実施を行う学校への加配のための財政支援をすること。
- ③ 複式学級解消のため、教員定数を規定している標準法の改正、あるいは学校の実情をもとにした常勤あるいは非常勤の教員の追加配置をすること。
- ④ 養護教諭の複数配置の基準を引き下げること。
- ⑤ 教員の負担軽減を図るためのサポートスタッフの配置に対し、財政支援を拡充すること。

(5) 少人数学級制度の拡充

令和 7 年度までに小学校は 35 人学級が実施されるが、教諭の負担軽減と児童生徒への支援充実を目的として、中学校においても 35 人学級の導入と小学校の 30 人学級の導入を実現すること。

(6) 教育現場における ICT 活用に対する支援

① ICT を効果的に活用した教育が推進できるよう、ICT 環境整備（GIGA スクール構想）の費用に係る財政措置を継続・拡充するとともに、維持や更新のための費用についても支援すること。

② デジタル教科書の導入を推進する「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」での導入教科の拡充を図ること。

また、授業支援ソフト等の導入に係る財政措置を図ること。

③ 小中学校の急速な ICT 化を円滑に進めるために、各学校の ICT 環境整備や導入後の活用について技術的な側面から支援が必要であるが、学校の人的体制は不十分であるのが現状である。1 人 1 台端末環境の活用に必要な教員向けの研修業務やタブレット活用教育サポートなど各学校の ICT 機器を授業に活用できるよう技術的な側面からの支援（GIGA スクールサポーター配置促進事業等）に対し、財政支援を拡充すること。

(7) 教育施設関連の改修に対する財政支援

公立小・中学校施設等について、耐震化や老朽化対策と併せ、空調設備の設置、トイレ改修、学校給食施設の整備等の町村が実施を計画している教育環境整備に係る事業について実際の経費と交付額の乖離をなくし、計画的に実施できるよう十分な予算額を確保すること。

学校衛生基準による照度を確保し、近視の予防、学習環境の向上、省エネ、CO2 削減、長寿命化にもつながる学校照明設備（LED）更新の推進に係る交付金を充実すること。

また、老朽化対策に必要な小規模改造についても国庫補助対象とするなど、老朽化対策事業（改築・改造）における補助要件を緩和すること。

VI 交通・通信の整備、情報化関係

1 地域交通対策の推進

公共交通である鉄道とバスは、高齢者や児童・生徒などの交通弱者に配慮した地域に

最低限必要なサービスであり、住民の生活交通として重要なものである。このような公共交通の維持に係る経費については、地域全体で負担していくことが基本であるが、年々増加している現状であり、町村の財政を圧迫している。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 市町村自主運行バス等への財政支援

- ① 県において実施している市町村バス交通総合化対策費補助金について、引き続き予算を確保するとともに、国の補助金控除の緩和や更新車両の購入に対する補助事業を創設すること。

また、市町村間等広域に跨る新たな実証実験に対する補助制度を創設すること。

- ② 路線バスは、地方に行くほど乗客数が減ることから、収支が赤字になることが多くなるため、地方の路線バスへの補助率の拡充を図ること。
- ③ 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象系統の要件を緩和すること。
- ④ 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金については、条件不利地域の嵩上げ、人口規模による補助額設定の見直し、補助上限額の引き上げを行うなど補助制度の拡充を図ること。
- ⑤ 住民運転手による自家用有償運送については、ボランティア性が強い住民運転手であっても、安全を確保するためには継続した教育研修、健康管理等の運行管理が必要であるため、それに要する費用の助成制度を創設すること。

また、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の拡充（自家用有償旅客運送における更新車両の購入に係る補助対象基準の緩和（乗車定員の拡大など））を図ること。

- ⑥ 高齢者、免許返納者、高校生への支援に対する補助制度を創設すること。
- ⑦ 公共交通広域化のための駐車場の拡張や待合所等の設置など設備の整備に対する支援を行うこと。
- ⑧ より良い広域公共交通の実現のため、専門的見識を有する者から広域的視野に立ったアドバイスを受けることができるような体制を構築すること。

(2) 地方鉄道存続に向けた支援

存続が問題となっている不採算鉄道路線の沿線地域市町は利用者の増加・収支改善のため公的支援を実施しているところであるが、公共交通網の整備と維持については、一地方自治体の取り組みだけでは限界があり、広域で取り組むべき重要な問題である

と考える。

高齢化社会を迎え、生活交通ネットワークの構築という観点からも鉄道は、その中核を成すものとして大変重要であるとともに、インバウンド等来訪者の観光や沿線地域の活性化・賑わいづくりにも重要な役割を担っていくものである。

昨今の地方公共交通網衰退の流れは、地域活性化や高齢者の社会参加への妨げとなるものであり、その影響は計り知れないものがあることから、安定的に継続可能な運行が確保できるよう、不採算路線とされ沿線市町が財政負担を行っている路線への安全対策や利用促進・存続維持のために国・県が積極的に関与し、補助等新たな財政支援制度を創設するとともに、沿線市町の財政支援への地方財政措置を講じること。

また、新たな制度構築や財政支援措置を講じる場合及び既存の支援策の見直しを行う場合には、大手民鉄を含む全ての鉄軌道事業者を支援対象とすること。

2 デジタル化施策の推進

官民を問わずデジタル化は、我が国喫緊の課題である。

町村がかげがいのない役割をこれからも担い、直面する課題・リスクに的確に対応するためには、デジタル化の推進及びデジタル技術の活用に真正面から取り組んでいかなければならない。国においては、その前提となる情報通信基盤とそのネットワークの一層の整備をはじめとするデジタル化施策を積極的に推進する必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 町村におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に当たっては、財政規模が小さく自主財源の乏しい町村にとって、財政負担が大きな課題となっていることから、積極的な財政支援を行うこと。
- (2) 専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となっていることから、現場ニーズを踏まえた更なる人材確保のための支援を行うこと。

また、国等における研修を更に充実するとともに、e-ラーニング等も活用した教育カリキュラムや履修内容を体系化することにより、町村の人材育成を支援すること。

- (3) 町村の情報システムの標準化・共同化及びガバメントクラウド（Gov-Cloud）の構築については、早期に的確な情報提供を行うとともに、町村の意見を十分に踏まえたきめ細やかな対応を行うこと。また、やむを得ない事情により令和7年度までに標準シ

システムに移行できない町村に対し、不利益が生じないようにすること。

(4) 条件不利地域を含めたすべての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含むすべての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう国において必要な対策を講じるとともに、町村が独自に行うデジタル技術を活用した地域社会の活性化・課題解決に係る事業の実施に要する経費については、財源の乏しい町村の実情や条件不利地域等のハンディキャップも考慮し、十分な技術的・財政的支援を行うこと。

(5) 番号制度の運用に当たっては、広く国民に周知し理解を得ること。

また、個人番号カード取得促進に係る各種施策を受けた交付申請数の増大によって、交付事務を担う町村窓口の負担が過大とならないよう、申請手続・交付事務の簡素化やシステムの安定稼働等万全の対策を講じること。さらに、個人番号カードの交付申請数の増大に対応するために必要となる個人番号カード交付事務費補助金を安定的・持続的に措置すること。

(6) 番号制度の運用においては、町村に超過負担が生じないよう国の責任において万全の措置を行うこと。

特に、地方公共団体情報システム機構が運営する自治体中間サーバー・プラットフォームに係る町村の財政負担について、万全な地方財政措置を講じること。

(7) 個人番号を活用した情報連携を円滑に実施するため、技術的及び財政的に十分な支援を行うこと。

(8) 町村において今後ますますサイバー攻撃や情報漏洩等に対するセキュリティ対策が必要となることから、万全の技術的・人的・財政的支援を講じること。

(9) デジタル技術を活用した地域社会の活性化・課題解決に取り組む際に障害となる規制等について、積極的に見直しを行うこと。また、デジタル技術を活用した補助金申請手続きの簡素化やデジタルに対応した申請様式の統一等を更に推進し、事務負担の軽減を図ること。

(10) LGWAN 利用・マイナンバー・三層分離など国主導事業の財政支援を充実するとともに、国が求める自治体内情報システムの維持に必要な経費は、ソフト・ハードとも国が負担すること。

(11) 住民生活・産業振興含め多様な分野における 5G の全国展開と光ファイバ網、携帯基地局の整備を促進すること。

(12) 岐阜情報スーパーハイウェイについては、回線容量を増やす等の改善がされている

が、民間事業者の参入がまだまだ遅れている地域があることから、安定した情報ネットワークの確保に向け官民一体となった取り組みをすること。

(13) 町村が実施する光ファイバ等の基盤整備に必要な財政支援を拡充・継続するとともに、運営や維持・更新について必要な支援を行うこと。

あわせて、光ファイバ等の超高速ブロードバンドをユニバーサルサービスに速やかに位置づけるとともに、その交付金制度においては、設備等の拡充・更新に係る費用と維持管理に係る費用の双方を支援の対象とすること。

特に、民間事業者の参入が期待できない地域における光ファイバ網の情報基盤整備は、自然災害が発生した際の倒木等による情報孤立化を防ぐループ化等を含め一定の水準までは国・県の責任において進めること。

また、町村が整備している光ファイバ網の災害復旧は、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

3 マイナンバーカードの利活用機会の拡充

マイナンバーカード所有者は各種証明書を取得でき、住民の利便性、カードの普及率向上には一役を担っている。

全国でも約半数の自治体が導入しているが、そのランニングコストは非常に高額でどの自治体においても財政的負担が大きい。

導入経費は特別交付金で措置されるが、その後の経常経費は一部交付税措置されるとしても、手数料収入、人口減少の傾向からみて、費用対効果に乏しい上、戸籍情報システムの構築により戸籍の届出や公的機関の手続きに戸籍の添付が不要となること等から利用の減少が予想される。

マイナンバーカードを所有することで各種手続が可能になれば、各自が持つ意識も高まるので、住民がカード取得によるメリットを実感しやすい仕組みを構築することが極めて重要である。

よって、県は次の事項を実現するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 各省庁が連携してマイナンバーカードの利便性を向上させるため利活用策を検討すること。
- (2) 全国で約半数の自治体が導入しているコンビニ交付サービスのランニングコストが

非常に高額で財政的負担が大きいので、導入自治体への財政支援を継続すること。

(3) 環境に配慮し、カード数枚の発送で大きなダンボール箱を使用するのを見直すこと。

Ⅶ 治水対策・砂防事業関係

1 災害から守るための河川の整備促進

近年、局地的・集中的な豪雨により、全国各地で河川の氾濫がおき、死者や行方不明者が出ている状況である。

国及び県においては、未整備区間での改修が順次進められているが、まだまだ十分といえる状況ではない。

河川整備は地域住民の生活、生命財産を守り安心して生活することができる地域社会の形成に繋がる正に地域創生の要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 河川改修、維持管理に係る費用の財源を確保すること。
- (2) 県内河川改修事業へ予算を重点配分すること。
- (3) 市町村が内水対策として計画排水量を確保するために行う計画策定及び浸水危険地域への排水機設置に対する支援及び技術指導等を行うこと。
- (4) 河川の洪水疎通能力を増やすための浚渫や整備、堤防の拡幅増強整備、補強整備を促進すること。

2 砂防事業の推進

本県は県土の約8割を山地が占め、土石流やがけ崩れ等により、過去幾度となく被害に見舞われてきた。近年、短期的・局地的豪雨は増加傾向にあり、豪雨による土砂災害は全国各地で頻繁に発生し、その規模も被害も甚大である。

砂防事業は、土砂災害から住民の生命・財産を守り、安全安心を確保するため、最優先に推進すべき根幹的な事業である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 土砂災害防止対策推進のための財源を確保すること。
- (2) 砂防関係事業を推進すること。

(3) 老朽化により機能の低下した既存砂防施設の長寿命化のための整備促進を図ること。

VIII 生活環境施設関係

1 水道施設の整備促進

水道施設は、安全で安心な水を提供するとともに消防水利としての役割も担い住民生活と福祉の向上に務めているが、一方では施設の老朽化が進み増補改良や基幹改良などの改良事業の必要性が切迫しているにもかかわらず、給水人口の減少から料金収入に影響を及ぼし、経営を圧迫しているのが現状である。

また、国においては簡易水道事業の上水道事業への統合を推進しているが、中山間地域の小規模簡易水道は構造的に合理化が難しく、事業統合しても単に規模が大きくなるだけで劣悪な地理的条件や脆弱な経営基盤が改善されるわけではない。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 耐震化事業や老朽管更新事業に伴う国庫補助採択要件を緩和すること。

また、国庫補助率を一律2分の1以上に拡充すること。

(2) 震災対策の充実・強化を図るため、給水車、給水袋等の整備に対する新たな補助制度を創設すること。

(3) 広域的な水道事業者等との連携等の推進と、必要となる技術的及び財政的な援助をすること。

(4) 緊急時給水拠点確保事業のうち「重要給水施設配水管」に簡易水道事業も加えること。

2 県営水道における水道料金の見直し

中濃地域の2市4町及び東濃5市は、県営水道から安定した水道水の供給を受けているが、今後、水需要の減少、施設・設備の老朽化に伴う有収率の低下に加え、施設の更新や耐震化等に多額の費用が見込まれることから、市町の水道事業の経営は更に厳しくなる見込みであるが、地域の活性化やまちづくりのためには、生活基盤インフラの整備は重要な条件となるため、水道事業の安定的経営は不可欠である。

よって、県営水道においては、3年ごとに長期収支計画の見直しが行われており、令和4年度に見直しとなるが、今後も大容量送水管整備事業の次期計画である第3・4期

も引き続き大規模な投資が見込まれる中、エネルギー価格や原材料費が高騰し、その影響が長期化しているため、県は引き続き経営改善に努め、水道料金の値下げを検討するよう要望する。

3 合併浄化槽設置の普及推進

下水道によるし尿処理や水質向上対策が不利な山間地域にあつては、合併浄化槽の設置に頼らざるを得ないのが現状であり、生活環境の改善、河川の環境保全を図るための有効な方法である。

合併浄化槽の設置費用については、国庫補助制度を活用し普及に努めているところであるが、現状の国庫補助制度の基準額が低いため、町村費の上乗せ補助を行って個人負担を軽減し普及促進を図っているが、今以上に普及率を高めるには、高齢者家庭や生活弱者家庭が設置しやすい制度が必要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 合併浄化槽設置に対する国庫補助基準額を引き上げること。
- (2) 経年劣化等災害を伴わない状況での個人設置型既設合併処理浄化槽の更新についても国庫補助の対象とすること。
- (3) 住宅立地の関係で配管工事が高額となり設置をためらう世帯もあるため、全ての合併浄化槽設置事業において配管工事費を国庫補助対象とすること。
- (4) 集合処理型の高度処理型合併浄化槽設置及び単独浄化槽撤去補助、宅内配管工事補助を継続すること。

4 高度処理対策の推進

下水道の推進により公共用水域の水質環境基準の達成率は横ばい傾向で推移しているが、近年の社会情勢の変化により、公共用水域の環境改善には、より一層の水質向上を図る必要がある。

汚濁物質の中でも窒素やリンなどの栄養塩類は、富栄養化の要因となり、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域では、水産業等へ深刻な影響を及ぼすものである。そのため、閉鎖性水域の上流に位置する下水道事業者においては、早急にこれらの除去に努めるよう、高度処理法の導入などが流域別下水道整備総合計画にも位置付けられている。しかし高

度処理法の導入は、施設の改造および設備の導入、維持管理費など多大な費用を要するものである。

さらに、地方部の町村においては、下水道普及率の向上が最も重要な課題であり、効率性に配慮しながら管路整備を継続的に進めることも必要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 下水道施設の改築に係る国庫補助を継続すること。
- (2) 高度処理導入に係る国庫補助率を引き上げること。
- (3) 高度処理導入に係る県補助制度を創設すること。

5 ごみの削減、リサイクル対策事業の推進等

我が国では、循環型社会の形成に向けて3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を一層強化していく必要があるが、今後、人口減少・少子高齢化の進行により、空き家等の廃棄物処理やごみ出しが困難となる高齢者の増加等、廃棄物を巡る課題が増えていくことが懸念される。

よって、県は、その対応に当たる町村の取組を支援するとともに、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、循環型社会形成に関する取組を総合的に推進するため、次の事項の実現に向けて特段と措置を講ずるとともに国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 3Rの推進にかかる経費について、財政措置を充実強化すること。
- (2) 海洋プラごみの削減活動、地域の環境リーダー育成等に取り組むNPOへの支援をすること。
- (3) ごみの減量化・資源化を推進することを目的としたリサイクルセンターの建設に対する支援を拡充すること。

Ⅷ 農業・農村振興対策関係

1 農業・農村対策の推進

農村は農業所得の減少や地場産業の衰退などから人口の減少、高齢化といった厳しい現状にある。

食料の供給や国土の保全等の多面的機能の維持のためにも、農業・農村の再生と振興

は極めて重要な課題である。

新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえ、地域がそれぞれの特徴を活かした農業政策を実施し、農村が将来にわたり持続できるようにすることが必要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 県営農村振興総合整備事業及び県営中山間地域総合整備事業等の促進

農業施設の老朽化が進む中、農業の振興を図っていくためには、県営農村振興総合整備事業、県営中山間地域総合整備事業及び中山間地域農業生産基盤整備促進事業は必要な制度であるため、事業の新規採択、促進及び補助率を堅持すること。

(2) 農業農村整備事業の予算確保等

自然災害や国外情勢の不安定な状況など、危機的事案に対応できる食料供給の安定基盤を形成し、持続可能な農業・農村づくりを推進するため、農業農村整備事業の予算を安定的に確保し、県単独農業農村整備事業の充実を図ること。

また、ほ場整備事業のソフト事業である農業経営高度化支援事業は、担い手への農地集積及び地元負担軽減に不可欠であることから、要望予算を継続確保すること。

農地中間管理事業については、個人の担い手の集積では要件の達成が難しく支援の対象とならないので、これらの農地集積についても支援をすること。

(3) 多面的機能支払交付金の継続

多面的機能が今後とも適切に発揮され、担い手の育成等構造改革を後押ししていくためにも多面的機能支払交付金制度の促進及び予算額を確保すること。

また、制度の簡略化及び事務負担の軽減をすること。

(4) 担い手の育成・確保

農業の担い手の高齢化により、今後農業を引退する担い手が増えてくるが、将来の農地維持のために新たな担い手の育成・確保について補助事業等を拡充すること。

(5) 耕作放棄地対策

耕作放棄地となった農地は、解消に多額の経費がかかるとともに、鳥獣による被害を助長するものであることから、防草シートの購入に対する補助など、補助事業メニューの拡充を図ること。

2 野生鳥獣被害防止対策の推進

中山間地域において野生鳥獣による農作物被害は非常に深刻な問題となっており、甚大な被害は、農業経営意欲を欠く要因になっている。

農業者の高齢化により耕作面積が年々減少していくことに合わせ、野生鳥獣の生息区域が人家周辺に迫り、サルやシカ、イノシシといった獣による農作物被害が年々増加している。

これらの対策には、野生鳥獣の絶対数を減少させ、侵入を防ぐ防護柵や繁殖を防ぐための防草シートの設置などを行う必要がある。

野生鳥獣による農作物被害が年々増加する一方、有害鳥獣駆除の従事者については、人口減や高齢化等により年々減少しており、農地集積が進むことにより、集落における農作物被害への関心が薄れることで、新たな従事者を育成することが困難になるなど、人的な面での課題が大きくなっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 鳥獣被害防止総合支援事業の継続及び必要な予算額を確保すること。

また、この支援事業により整備を行った鳥獣被害防止施設について、自然災害や鳥獣による破損により修繕が必要な状況であるため、修繕用資材費等を補助金の対象とすること。

(2) 従事者確保に向けて国や県で捕獲隊を組織するなど、捕獲体制づくりへの広域的な取組をすること。

(3) 斃死獣処理について、自治体は自然環境との共生に対して苦慮しているため、処理施設建設に伴う補助率の引き上げや処理数の交付税算入などの優遇措置を行うこと。

X 森林・林業振興対策関係

1 森林整備の推進

新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効果的な供給体制の構築等により、林業・木材産業の持続性を高めながら 2050 年カーボンニュートラルに寄与するグリーン成長を実現し、地域資源を活かした山村の活性化が図られることが重要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 「森林・林業基本計画」の着実な推進

計画の対応方向で示された①森林資源の適正な管理・利用、②「新しい林業」に向けた取組みの展開、③新たな山村価値の創造等を着実に推進するため、十分な支援を行うこと。

(2) 林業成長産業化を推進するための森林整備の補助事業の拡充

林業・木材産業の成長産業化を実現するため、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の財源確保及び制度を拡充すること。

また、国産木材の需要を高める新たな補助事業の創設、または既存事業を拡大すること。

(3) 自治体庁舎に対する木材の利用補助制度の拡大

県内の自治体が庁舎等の整備に木材を活用することは、県産材の普及啓発及び脱炭素社会の実現の上で極めて効果的であることから、次のとおり庁舎の新築等に係る木材利用の補助制度を拡充等すること。

- ① 市町村役場庁舎内装木質化支援について、補助対象施設をロビー以外のスペースへ拡充すること。
- ② 備品導入支援について、補助対象施設に市町村役場庁舎を加えること。
- ③ 木造庁舎建築にあたり「構造材」自体への直接的な補助制度を新設すること。

2 清流の国ぎふ森林・環境基金事業の補助対象の見直し

侵入竹の伐倒については、清流の国ぎふ森林・環境基金事業の里山林整備事業において補助がされているが、竹林は、伐倒後数年間は刈戻しを実施しないと伐倒前の竹林の状態に戻ってしまうため、実施後の管理が重要となっている。しかし、現状は伐倒後の竹を竹林内に集積し放置するほかないため、管理のために竹林内に立ち入る際や刈戻しにおいても障害となっている。

よって、県は竹林の整備においては伐倒した竹の破砕まで補助対象とするようを要望する。

X I エネルギー対策関係

1 原油価格高騰に対する生活支援

コロナ禍からの世界経済回復に伴う原油の需要増やウクライナ情勢の緊迫化等に伴う

原油価格高騰により、各業界や国民生活に大きな影響が出ている。

国が実施した燃料油価格激変緩和対策に伴うガソリン等の価格上昇抑制措置や、住民税非課税世帯等への原油高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業給付金については、ある一定の効果があつたが、物価高が止まる様子を見せない。

業界問わず値上げに関するニュースが連日報道されているが、特に食料品をはじめとした日常生活用品と電気料金の値上げの影響はとても大きい。

よって、県は全ての国民が安定した生活を送るために、物価高あるいは生活支援への即効性のある対策を行うよう国に対し強く働きかけるよう要望する。

2 再生可能エネルギーの普及促進及び設備の導入等に対する財政的支援

災害時に孤立する集落を中山間地に多く抱える岐阜県では、エネルギーの安全保障等の課題から、再生可能エネルギーを活用した分散型エネルギーインフラの構築が進められている。当事業を通じてエネルギーの削減、地球温暖化対策が図られるとともに、水素を活用した地産地消型エネルギーシステムを構築し、新たな地域産業の創設、地方創生を目指している。

よって、県は今後のエネルギー対策として、再生可能エネルギーの普及促進及び設備の導入等に対する補助事業の拡充など財政的支援を拡充するよう国に対し強く働きかけるよう要望する。

3 環境保全対策の推進

SDGs やパリ協定という国際的な共通目標の下、脱炭素で持続可能な社会の実現を目指す動きが加速している中、我が国においても 2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年 GHG 排出削減目標の実現に向け、これまで以上に国、地方自治体、企業等の連携及び各機関による実現に向けた取組が求められている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 新たに創設された地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、先行地域のみならず、意欲ある町村が積極的に活用できるよう交付要件の緩和を行うとともに財源の拡充を図ること。
- (2) 県は、岐阜県太陽光発電設備等設置費補助金を継続すること。

XII その他

1 新食肉基幹市場建設促進の強化

県内の新食肉基幹市場現有施設は、いずれも稼働後 40 年近く経過しており、施設の老朽化により安心・安全な食肉の供給ができなくなる恐れがあることから、新施設の早期建設実現のため、建設促進体制のさらなる強化・充実を図る必要がある。

よって、県は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 県主導の強いリーダーシップによる建設促進体制を強化・充実すること。
- (2) 新施設建設に必要な事業費に対して、必要な財政措置を強化・充実すること。

2 地籍調査事業の推進

令和 2 年度末の地籍調査の進捗率は、全国平均で 52%となっているが、岐阜県下では約 17.8%と全国平均に対して著しく遅れているのが現状である。

地籍調査事業の成果は、国土の実態把握はもとより公共事業の用地取得経費の軽減、各種公共事業の基礎となるもので、固定資産の適正化、復旧・復興のための貴重な土地情報として寄与するなど、まちづくりの観点からも極めて重要な事業である。

地籍調査は一つの調査地区の開始から完了までに数年の期間を要し、業務を実施する上で携わる職員の測量・登記に関する知識と調査全般の経験が必要とされている。

近年の社会全般における人手不足に伴い、地籍調査事業の人員確保が困難となっているが、人員体制の不足は事業の進捗の妨げに繋がる。

よって、県は地籍調査事業の積極的な推進を図るため次の事項を実現するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 一般分の地籍調査負担金についても、市町村計画に基づく要望額に見合った予算配分をすること。
- (2) 職員の確保・育成に向けた新たな支援を行うこと。

3 工業団地の周辺基盤整備への財政支援及び企業誘致支援

岐阜県では東海環状自動車道西回り区間の全線開通を見据え、300ha の新たな工場用地の開発を戦略的に推進することとした。

沿線市町としても、企業誘致は、若者の雇用の場の確保や税収の増加が見込まれることから、積極的に工業団地開発等に取り組んでいるが、財政的な負担が大きいこと、ま

た、法規制により迅速な開発が困難である。

よって、県は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 工業団地へのアクセス道路の整備支援等基盤整備に対し補助事業等による支援を実施すること。
- (2) 新たな工業用地確保における土地開発可能性調査への支援のほか、開発に伴う法規制等について関係部署との調整などの支援を行うこと。
- (3) 工場立地に対する助成措置・優遇措置の更なる支援を行うこと。

4 市街化調整区域における規制緩和

市街化が抑制される市街化調整区域での開発行為は、都市計画法第 34 条各号のいずれかに該当すれば、都道府県知事等が個別に許可できることとなっているが限定的であり、近年の著しい人口減少・少子高齢化の進展の影響を大きく受けるなか、地域コミュニティ維持と担い手の確保が困難な状態に陥っている。

よって、県は市街化調整区域における主旨を尊重しつつも、優良農地を除く農地（既存集落内にある農地、既存集落に隣接する農地など）における、コミュニティ維持に資する開発行為などについて特別に認めていくなど、時代にあった制度運用を構築するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

5 空き家対策の支援事業に係る補助率の拡充等

空き家は安全、防犯、衛生、景観など様々な面で周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがあるため、空き家の増加を防いでいくことが大きな課題である。

このたび令和 5 年 4 月 1 日施行の民法改正において、所有者不明土地・建物の管理制度や、所在不明の共有者がある場合の共有制度の見直しが行われ、建物の維持保全に係る法的手続が整備され、所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化が進むことが期待されるが、現行の空家法では即時執行の定めがない。

各自治体において条例に基づく緊急安全措置等を行う場合であっても、物件処分まで非常に時間が掛かり、物件が売却可能になる頃には建物は再起不能となる。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 相続人不明物件、相続放棄物件の即時執行や、相続放棄からよりスピード感のある

処分が可能になるよう「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）を見直し、「特定空家等」の基準を緩和すること。

(2) 県は空家除却費支援事業の補助率の引き上げ及び予算総額の確保を図ること。

6 多文化共生社会の推進

企業誘致等により、年々外国人の定住化が進み、住民の多国籍化が併せて進んでいる。

今や外国人は、地域の経済活動を支える上で大きな力になっており、今後はさらに人口減少が加速する中で、外国人に選ばれる国にならなくてはならないが、生活習慣等色々な分野において課題があり、外国人に寄り添う対応が急務になっている。

よって、県は多文化共生社会の推進に向け、外国人雇用者向けに空き家等を活用し、快適な日常生活ができる環境づくりに取り組んでいる事業者（企業）に対して支援するよう特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

7 自動車利用中心の観光地に対する支援

新型コロナウイルス、ロシアのウクライナ侵攻、円安などの影響により、様々な面において物価が高騰し国民生活に支障を来している。

このような状況下、令和4年のゴールデンウィークでは、コロナ禍による行動制限が無かったにも関わらず、燃料費高騰などの影響により、観光や帰省をためらった人も多く、自動車利用中心の観光地は、昨年より増加したものの大きく回復しておらず、依然として厳しい状況が続いている。

よって、県は次の事項の実現に向けて国に対し強く働きかけるよう要望する。

(1) ガソリン価格抑制策を継続的に実施すること。

(2) 観光地への集客が回復するまでの間、観光需要対策・観光消費喚起策を継続すること。